

議 事 要 旨 (公開用)

- 件 名 令和5年度第1回月形町行政区代表者会議
- 日 時 令和5年4月14日(金) 午後4時00分～5時20分
- 場 所 月形町役場 大会議室
- 出席者 委員：13行政区(14名)
町：上坂町長、堀副町長、古谷教育長、ほか13名

=====

※ 内容は一部要約しています。

1 開 会

【進行：企画振興課長】

2 町長挨拶

【挨拶：上坂町長】

- ・ 今年も雪が多くて、雪解けどうなるかなと思いましたが3月天候がよく思ったよりも早く進んで農業の忙しい時期に入りました。本日はお集まりいただきありがとうございます。
- ・ 行政区長が新しくなられたと担当から報告を受けました。私は町長になってから、常々、行政区長さんは町民の方々の一番近いところで、いろいろな課題などを身近に聞いていただけているということを実感しています。
- ・ 令和5年度も区長さんが町民の皆さんの声や私どもの考えてることをそれぞれの行政区の皆さんにお伝えをいただいて、多くの課題がありますがしっかりと新しいまちづくりに進んでいきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

3 議 事

【進行：堀副町長】

(1) 行政報告について

【説明：堀副町長】

資料1～3頁のとおり

【質疑など】

なし

(2) 令和5年第1回月形町議会定例会議案について

【説明：堀副町長】

資料6・7頁のとおり

- ・月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

町長部局の職員定数を60人から65人に増やす条例改正

- ・月形町昭栄会館条例を制定について

昭栄地区では今まで篠津開拓婦人ホームを活用していたが、旧昭栄小学校の建物を昭栄会館として設置

- ・国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

出産一時金出産育児の一時金を、今まで42万円を50万円に改正

- ・町道路線の認定について

場所は旧石狩月形駅の跡地 赤川地区市北地区を結ぶ路線の名称を市北赤川線

工事完了は本年の秋以降の予定

- ・和解及び損害賠償額の決定

昨年1月に市南のこすもす団地の住宅で、水道の漏水事故が発生。その事故によって、下の階の方が損害を受けた。入居して水道を流していた人と町にも責任があるということで、町は3割賠償責任、水道を流した方は7割の賠償責任で賠償額を決定。

【質疑など】

なし

(3) 令和5年度町政執行方針・教育行政執行方針について

【説明：上坂町長】

資料1のとおり

【説明：古谷教育長】

資料1のとおり

【質疑など】

なし

4) 令和5年度主要事業等の概要について

【説明：堀副町長】

資料8・9頁のとおり

令和5年度の当初予算

一般会計は、総額が41億9700万円 前年比較約3%が増額

令和5年度で予定している温泉改修と道の駅の開設に係る工事費・事業費は当初予算に計上されていない。設計が3月出来上がったので、当初予算に載せることができなかった。これから設計を元に議会との協議を予定している。それを終えて6月第2回定例会で予算の補正を議決いただき工事にはいる予定。

温泉改修は予定通りでいけば本年7月ぐらいから始まりますので温泉が使えるのは大体9月末までを予定をしている。それから来年の秋口までかかり完成する予定。また詳細が決定次第お知らせをする。

令和5年度の主要事業、主な新規の事業

資料10・11頁のとおり

・町政施行70周年の記念事業

記念の式典を11月3日に予定している。その他の事業は決定次第、町民の皆さんにお知らせする。

・町史編さん事業 令和5年度から手がけて開町150周年に合わせて月形町史発刊を予定している。

・定額運賃制のお出かけハイヤー事業

令和4年度から開始したが、75歳以上の方が月形町の目的施設まで乗車できる事業で場所は決まっていますが定額で乗車できるということで、かなり登録者も多く好評を得ている。ぜひご利用いただきたい。

【質疑など】

なし

(5) 町からの連絡事項について

ア 今後の行事予定(4月～6月)について

資料13頁のとおり

【説明：企画振興課長】

資料のとおり

【質疑など】

なし

イ 地域担当職員について

資料15頁のとおり

【説明：企画振興課長】

- ・ 退職、採用、昇格等の人事異動に伴う配置変更あり
- ・ 行政区の活動を支援することが目的でもあるので、お声かけいただきたい

【質疑など】

なし

ウ JR 札沼線鉄道跡地活用の基本方針（案）について

【説明：企画振興課長】

札沼線の状況は、跡地活用は、課題整理を行っている。有効活用を図る目的からの活用方針の素案を住民の皆様説明をしている。廃線から3年が経過したが、現段階も用地の譲渡は国の認可待ちで、まだJRの所有となっている。

今年度に入り、JR北海道より譲渡を受ける見通しが立ったので方針を定める。跡地活用の方向性として、農地、そして地域周辺の住宅全体の自然環境に配慮し、鉄道の記憶を感じることができる土地活用を計画的に推進する。交通インフラの整備、鉄道レガシーの継承、土地の適正管理、住民への譲渡。住民への譲渡については鉄道用地により分断されている農地の解消、生活に支障を来している状況の解消ということが目的。5m以上の橋梁は全部撤去、5m未満は、残置する形で周辺環境に配慮した維持管理を予定。レール・枕木等は、生活または周辺環境に影響のない部分は当面残置、住宅に隣接しているときは、随時寄せる方針で考えている。

電気設備も同様の考え方で、電柱電線関係は、木柱が老朽化した場合危険を及ぼす可能性が大きいので木柱を優先して撤去していく。

札比内駅は今現在、駅舎を利用したいという申し出がありますので、JRからの用地譲渡が確定した段階で協議を進めていきたい。

エ 地域公共交通について

(ア) 月形町お出かけハイヤー

資料18・19頁のとおり

昨年度より本格実施している事業。町内移動を主とした事業で、買い物や通院などの生活移動の手段として、ハイヤー運賃を定額、上限を設けて、外出を支援する事業です。主たる対象者を75歳以上の方、70歳以上の運転免許のない方、障害のある方としまして、行政区単位で400円1000円の2料金に分けて実施しています。これまで社協の事業や老人クラブ等で説明し、広報等で周知している効果があり、当初想定していた倍の人数が登録して利用している。

今年度は交通計画の更新年度なので、お出かけハイヤー利用者からも、計画策定のとときにアンケートをとりたいと考えている。町民から多く意見をいただきながら進めていきたい。

(イ) 地域公共交通計画

資料なし

本町の公共交通については、法律で定められている地域公共交通活性化協議会を立ち上げ、この協議会の中で協議を踏まえて各事業を進めている。

委員は現在、札比内第1行政区と赤川行政区から推薦いただいた方に委嘱している。令和6年度が改選期。

今現在、路線バス4路線ハイヤー会社1社の状況です。コロナウイルスの影響もありまして、交通利用者極端に少なくなっている状況。

運転手の高齢化、確保の問題、賃金の上昇、ガソリン上昇、車両の単価上昇と課題が山積みになっており、路線バス各事業者からは各種相談を受けている状況。本町は人口減少もあり、交通体制の変革期に入っている。札沼線のように利用されなければ、なくなるという状況にある。交通はまち作りや、住民の生活には欠かせないものであるので、今後5年間の計画になるが、将来を見据えて今年度協議してきます。ぜひ路線バスハイヤーを使っていたきたい。また、今後アンケートなども予定しているのでご協力いただきたい。

(ウ) バス停月形駅のバス待合

資料21・22頁のとおり

札沼線旧石狩月形駅舎については昨年解体し赤川と市北を結ぶ道路を整備する。それまで駅舎跡をバス待合所として活用してきた機能は、役場1階の町民サロンを開放し利用している。

駅跡地にバス待合所が必要ではないかという意見いただいているので、アンケート等を踏まえて検討する。旧駅舎バス停については利用者が極端に多い状況ではありませんが、隣には24時間のトイレ・駐輪場があります。

駐輪場は、今年より雨がしのげる場所ということでベンチを設置しています。

オ 月形町ふるさと特産品開発補助事業について

資料23・24頁のとおり

令和6年秋、温泉のリニューアルオープンに併せて道の駅グランドオープンを目指す

ことで進めている。本町の特産は農産物が主であり、収穫時期以外はジンギスカン、トマトジュースがありますが、特産品の数が少ない状況にあるので、町として積極的に支援を行うことにした。町内町外の事業者の方々の協力を得て、グランドオープンに向けて特産品開発を進める予定。3ヶ年の時限事業で町内事業者に対しては、事業費の10分の9上限100万円、町外事業者に対しては事業費の2分の1上限10万円の支援を考えている。募集期間は、1回目5月15日まで、2回目については9月1日から10月15日。開発された商品、既存の商品・新商品含めて、町民向けの試食会を年明けに予定している。また広報等で情報を発信する予定。事業に興味がありましたら個別相談を受け付けていますので、お問い合わせください。補助金、補助内容の審査はふるさと活性化運営委員会で行っています。こちらについても区長3名に委員に加わっていただきながら審議を行い進めていきます。どうぞよろしくお願いたします。

【補足：副町長】

JR 札沼線鉄道の活用基本方針は4月3日に作成したが、詳細は決まっていない。具体的な事は今後検討していく。

住民への譲渡は JR 北海道から鉄道用地を譲り受けたものを町民の皆さんを中心にして希望の方に譲渡したいということで、令和3年度の2年前から進めているが、JR 北海道の手続きの関係で、まだ町の方に譲渡されていない。

住民の皆さんへの譲渡は、隣接する農業者の方の譲渡希望を優先的に行いほぼ調整がついている。その後、一般町民の方を中心とした譲渡の業務に入っていきますので、その際にはご連絡します。

【質疑など】

○（札比内第3区行政區長） JR の撤去に関して、単管で囲っていますが、何カ所かなり壊れています。町で巡回して早いうちに直していただきたい。

●（企画振興課長） JR が現在所管しているので、譲渡を受けた際には危険箇所に対して対応していきたい。JR 北海道に補修箇所の要望をしていく。

カ 除雪路線の見直しについて

【説明：農林建設課長】

資料なし

今シーズンの降雪量は9m95cmと10mを切っていますが、12月1月2月のそれぞれ1ヶ月ごとの降雪量が3mを超えたのは3年連続で、除雪従事者の負担が増えている

状況。加えて、従事される方の高齢化や担い手不足が深刻化しています。町としては従事者の人件費の引き上げや、除雪機械免許等の取得に係る補助事業などの取り組みを行ってきていますが、担い手確保に結びついていないのが現状。

大雪により除雪機械の稼働時間が長くなっており、機械への負荷による修理代金も年々増加している状況で、車の通行が少ない路線についての見直しを議会から指摘があり、除雪体制の見直しについて地域との協議を始める時期と判断した。

シーズン前までに地域との話し合いを始めたい。すぐ除雪をしないという話ではなく地域のいろいろな状況や、緊急時の代替道路があるのかですとか、その地域の状況について議論を始めたいと思っている。その際にはご協力をお願いいたします。

【補足：副町長】

除雪路線の見直しということで、除雪車両運転士・オペレーターが充足してない状況が続いており運転手等への負担が大きい。何とか除雪路線や作業量を少しでも減らすことができたらと考えている。議会からも話があり、何路線か設定してその地域の皆さんの心配を解消させていただきたいと考えている。話し合いのご協力についてよろしくお願ひしたいと思っています。除雪路線の見直しについて、何かご質問意見等ございましたら、ご発言をいただきたい。

【質疑など】

なし

キ 月形町地球温暖化対策事業について

○太陽光発電事業と地域との共生に関する条例

資料別添のとおり

【説明：住民課長】

第1回月形町議会定例会で可決された、太陽光発電事業と地域との共生に関する条例について説明する。

条例制定の背景目的：国の再生エネルギー利用促進政策により、国内で太陽光発電を中心に設置件数が増加しているが、地域住民への十分な説明がされないまま事業が実施され、景観情報の阻害や土地のケース変更による防災機能の低下など、地域住民と事業者との関係が悪化する事例が全国的に発生している。

太陽光発電施設の設置に必要な事項を定め、町民の安全安心な生活環境の確保及び良好な自然環境と景観の保全を図ることを目的として条例を制定。

条例の概要：太陽光発電施設は、太陽光電気に変換する設備及びその附属設備で、太陽光発電事業は、発電出力が10kW以上の太陽光発電施設について適用します。建築物の屋根、壁面または屋上に設置するもので、主に自己消費を目的とするもの。設置者の事業所等と併設され、主に自己消費を目的とするものは除外する。発生出力が10kW以上の施設は大きさが大体横幅15m縦が3m程度のものが10kWになる計算。

事前協議：事業に関する計画について、町長と事前に協議を義務づけている。この事前協議の段階で、町長が必要な指導や助言を行うことができる。

周辺関係者への説明：事業者は当該事業区域の周辺関係者に対し、事前に説明会を開催すること。事業計画の内容について周辺関係者の理解を得られるよう努めること。周辺関係者への周知を行った結果を、町長に報告することを定めている。

届け出：事業者の届け出義務として、工事着手の60日前までに、町長に事業計画の届け出を行う。

維持管理：事業者は災害または生活環境等の保全上に支障が生じないように、施設及び事業区域を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理をすること。

指導助言及び勧告：行政指導の必要があると認めるときは、町長が事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導助言をすることができる権限を定めている。

町長は事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

公表：事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合は、町長が事業者名、勧告内容を公表できる権限を定めている。附則としまして、この条例の施行日は令和5年10月1日、施行日前に太陽光発電施設を設置する事業者については、工事の完了及び工事の中止の届け出は適用しないということを定めている。

廃止の届け出：設置工事に着手した時期に関わらず全ての事業者について届出義務が生じる。

維持管理報告の聴取、立ち入り調査等、指導助言及び勧告公表の規定：施設の設置時期に関わらず、全ての事業者を適用することを定めている。

○月形町地球温暖化対策事業について

資料26頁のとおり

昨年第1回月形町議会定例会にて、月形町長が2050年まで温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行った。

それ以降脱酸素社会の実現に向けて取り組み、令和4年度は役場庁内で月形町地球温暖化

対策実行計画策定委員会を組織し、主に公共施設や公用車の、二酸化炭素の排出量の把握と、これまでの地球温暖化対策の取り組みなどを踏まえまして、月形町地球温暖化対策実行計画を策定している。

月形町地球温暖化対策実行計画、各事務事業編に概要を掲載してこの行動計画は、主に公共施設等についての取り組みを進めるためのものですが、2030年には温室効果ガス50%削減を目指す。

○月形町地球温暖化環境配慮行動指針

資料25頁のとおり

公共施設公共事業等のみならず、町民の皆様にも地球温暖化対策についてご理解をいただき、日常生活や事業活動における目安として月形町地球温暖化環境配慮行動指針をお知らせしまして、皆様にもご協力をいただきたい。

この指針が完成しましたら広報に折込する予定。ご覧ください。

今年度は、小中高校生に地球温暖化対策への理解を深めるため、勉強会の開催や地球温暖化防止標語の募集、町民や事業所の皆さんを対象としたセミナーの開催を検討している。

【質疑など】

なし

ク 要援護者名簿の配布

【説明：保健福祉課長】

資料なし

要援護者名簿をお配りしている。北農場2区は対象者がいない。名簿のご確認をお願いする。各行政区での見守り活動の参考にしてほしい。名簿は、70歳以上の独居の方、それから75歳以上の高齢者のみの世帯の方、障害者のみの世帯全383名を抽出している。

住民票を基準に行政区ごとに名簿を配布している。家族と同居しているのに名簿に載っているとか、住んでいるのに名簿にない等、実態に合っていない場合が考えられる。ご質問や疑問等ありましたら後で保健福祉課高齢者支援係まで連絡をいただきたい。

個人情報なので、名簿、名簿に載っている情報の取り扱いは、十分ご注意ください。

ケ 令和5年度新型コロナワクチン接種について

資料なし

3月に国の方針が示され、秋頃に5歳以上の住民で希望する方全員に接種する機会を設けることとなっている。追加して、春から夏に1回65歳以上の方それから基礎疾患をお

持ちの方、医療福祉施設の従事者の方に接種を行うとされている。

6月中旬から下旬にかけて、月形町で集団接種を行う予定。対象者は65歳以上の方基礎疾患がある方。5月の中旬頃から、対象者の方に接種券を送付します。

65歳以上の方は、今まで同様、あらかじめ接種日を設定して通知をしているので、その日ご都合が合わない場合はご連絡をいただき調整する。

基礎疾患のある方はインターネットでの予約。使用するワクチンはモデルナ社製のオミクロン対応ワクチンで、ファイザー社製のワクチンは配布がない、ご了解お願いします。ご協力をよろしくお願いいたします。

【補足：副町長】

要援護者名簿は、地域ぐるみ町ぐるみで見守りを進めていくために、名簿を配付しているので、慎重な扱いをしていただきたい。

新型コロナワクチン接種については、6月中旬から下旬にかけて集団接種対象者は65歳以上という限られた方ですが予定をしている。5月に接種券を配布し、詳しくは後日お知らせします。

【質疑など】

なし

コ 本田明二ギャラリーについて

【説明：教育委員会教育次長】

資料27頁のとおり

月形町出身の本田明二先生のギャラリー用に改修をした。オープンをする4月22日は本田先生の命日ということで選んでいる。

代表作はスタルヒン球場スタルヒンの像等で、北海道を代表する彫刻家です。当日は、博物館を無料開放するので、ギャラリー並びに博物館もご覧をいただきたい。

昭和48年9月1日に北海道行刑資料館として開館して以来50年を迎えた。本年は8月31日の物故者追悼式の日、樺戸集治監の歴史ということで、記念事業も検討している。

内容は、本田明二先生の娘さん（近藤泉さん）と、本田先生と親交があった本郷新記念札幌美術館館長の吉崎館長さんとの対談を予定。日程については未定。50周年の記念事業も行っていきたいと考えている。町民の皆さんお越しいただければと思います。

【質疑など】

なし

(6) その他 農業委員会から農業委員の募集の件について

【説明：農業委員会事務局長】

資料なし

農業委員会の候補者の募集結果を報告する。12月の行政区長会議で一般公募についてご協力をお願いをした。募集期間は3月1日から4月13日までの計45日間で、募集結果は、推薦10名、応募1名計11名。詳細は本日付で町のホームページ、それと町の掲示板に公表しましたのでお知らせします。ご協力ありがとうございました。

今後は、候補者選考委員会を経て、6月の議会定例会で議会の同意を得る。任期は7月20日から令和8年7月19日までの3年間。

【挨拶：町長】

長時間にわたり、また新年度で内容が多岐にわたって大変お疲れ様でした。出前町長室もコロナで皆さんのもとへ行き直接話をする機会がありませんが、月形の町の大きな変わり目と思っています。

皆さんと一緒に同じ方向を向いて、月形の良さをしっかりと認識して、新たなまち作りをしていきたい。今後も、行政区長さん始め、町民の皆さんにもお伝えいただいて、皆さんのご意見を聞かせていただきたい。まちづくりの先頭に立って頑張っていきたいので、今後ともどうぞよろしく願いします。この後、連絡会議にて各種協議会委員の依頼をしますがよろしく願いします。

今日はありがとうございました。

(17:20)